注　記　事　項

【重要な会計方針】

当事業年度より、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（国立大学法人会計基準等検討会議　平成24年１月25日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会　平成24年３月30日最終改訂）を適用しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、退職一時金に充当される運営費交付金については費用進行基準を、「特別経費」及び「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省が指定する業務達成基準または費用進行基準を採用しております。

また、「鹿児島大学の業務達成基準に関する取扱要領」に基づき学長の承認を得たプロジェクト事業等に充当される運営費交付金については、業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としており、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	６～47年
構築物	７～60年
機械装置	５～９年
工具器具備品	４～15年
船舶	５～16年
車両運搬具	３～７年

なお、国から承継した固定資産については見積耐用年数、受託研究収入により購入した固定資産については、研究期間で減価償却しております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第89）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．徴収不能引当金の計上基準

将来の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別の債権の回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

４．賞与引当金の計上基準

運営費交付金以外の財源により雇用される職員への賞与の支払いに備えるため、当該職員に対する支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、国立大学法人会計基準第85第２項に基づき計算された賞与に係る賞与引当金の当期増加額を計上しております。

５．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金以外の財源で措置される退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を計上しております。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第86第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

６．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券　償却原価法（定額法）を採用しております。

７．たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準　低価法

評価方法　移動平均法

但し、附属病院に係る医薬品及び診療材料については、当分の間、最終仕入原価法により行っております。

また、金額的重要性のない貯蔵品については、最終仕入原価法を採用しております。

８．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料を参考に計算しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年国債（新発債）の平成24年３月末利回りを参考に0.985％で計算しております。

９．リース取引の会計処理

リース料総額が3,000千円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

11．財務諸表の表示単位

財務諸表及び附属明細書は、千円未満切捨てにより作成しております。

【貸借対照表】

１．国立大学財務・経営センターからの長期借入金9,294,417千円に対し、以下の資産を担保に供しております。

土地　6,464,507千円　建物　5,696,454千円

２．当事業年度末における債務保証残高は4,360,905千円であります。

３．運営費交付金で充当されるべき退職手当の見積額は16,485,991千円であります。

４．運営費交付金で充当されるべき賞与の見積額は999,027千円であります。

５．利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するものは以下のとおりであります。

⑴　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの。

・附属病院に関する借入金の元金償還額の累計	7,846,857千円
・当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計	6,211,301千円
・利益剰余金に与える影響額（差引き）	1,635,555千円

⑵　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの

・法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額の累計	847,584千円

⑶　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　350,252千円

⑷　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　416,442千円

3,249,834千円